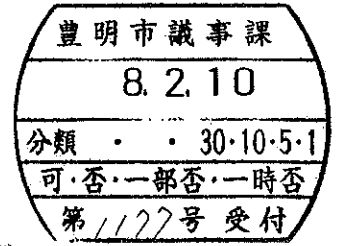


<参考>様式第4号

令和8年2月10日

豊明市議会議長 殿



## 研修会・講演会等参加報告書

議員名 青木 けんじ

令和7年度 豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
令和8年1月20日	豊明市役所 4階 第1委員会室	別紙添付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

## 研修報告書

報告者 青木 けんじ

研修日 : 令和7年1月28日(火)  
研修場所 : 豊明市役所 4階 第1委員会室  
研修項目 : 「なんでもハラスメントにしてしまう社会？」  
AI・SNSの社会と日常生活でのハラスメントについて」  
講師 : 安江 正司 氏 (行政書士・NPO団体・企業アドバイザー)

「なんでもハラスメントにしてしまう社会？」

AI・SNSの社会と日常生活でのハラスメントについて」

### 【ハラスメントの定義】

- ・日常生活の中で人々がおかれた環境の中で、他人に対して精神的、身体的な苦痛や不快感を与える言動や行為
- ・権力関係や立場の差を背景に、相手を傷つけたり、業務環境を悪化させる言動

### 【ハラスメントの判断基準】

- ・加害者の意図ではなく、被害者がどう感じたかが重要
- ・一度でアウトなケースと、繰り返しで成立するケース

### 【ハラスメントの予防と対応】

- ・ハラスメントを受けたら、記録を残す、信頼できる人に相談、社内の相談窓口・第三者機関の活用

### 【ハラスメント対応と自覚】

- ・ハラスメント対応に接した際の対処は個々の議員の経験則において対応している
- ・公人としての責任
  - 権力性のある立場ゆえ、無自覚な加害者リスクになる
  - 議会内・外での行動が信頼に直結
  - 発言が問題化する危険性がある

### 【世代交代・価値観の変化による意識の高まり】

- ・若年層では、精神的安定性や人間関係の質を職場選びの重要指標とする傾向

### 【世代間ギャップの理解】

- ・昭和世代の特徴
  - 上下関係重視、根性論、指導と称した強い物言い
  - 「昔はこれが当たり前だった」意識
  - ハラスメント概念への抵抗感
- ・平成世代の特徴
  - 効率重視、成果主義、個人主義
  - SNSでの意見共有、情報感度が高い
  - 「空気を読む」文化とストレス耐性の傾向
- ・令和世代の特徴
  - 多様性、ジェンダー意識の高さ
  - 精神的安定性を重視
  - 感情や価値観への共感を求める傾向

### 【昭和世代への意識改革】

- ・「あの頃は」の価値観への見直し、・アップデートは「加害者」から「理解者」への一歩
- ・自分の発言・行動がどのように受け取られるかを意識する
- ・「昔の常識＝今の非常識」であることを理解する

### 【組織内における事前対策の構築】

- ・組織内におけるコンプライアンスの意識付け
- ・第三者委員会
- ・三者の関係性
  1. ハラスメント問題発生
  2. コンプライアンスの観点から対応
  3. 社内だけで解決できない、社内に利害関係がある場合は、第三者委員会設置

### 【AIによるハラスメント】

- ・AIシステムが人に対して不適切・攻撃的・差別的・不公平な扱いを行うことやAIを使う人間がAIを通じて他社にハラスメントを行うこと

### 【仕事でのハラスメント】

- ・パワーハラスメント、テレホンハラスメント、時短ハラスメント、リストラハラスメント、カスタマーハラスメント

### 【人間関係のハラスメント】

- ・セクシャルハラスメント、告白ハラスメント、セカンドハラスメント、エンジョイハラスメント、コミュニケーションハラスメント、ZOOMハラスメント、ソーシャルハラスメント、モラルハラスメント、ラブハラスメント、リモートハラスメント、ロジカルハラスメント

### 【個人のハラスメント】

- ・ジェンダーハラスメント、ソジハラスメント、パーソナルハラスメント、ブラッドハラスメント、ペットハラスメント、レイシャルハラスメント、レジシャルハラスメント

### 【ライフステージのハラスメント】

- ・エイジハラスメント、ケアハラスメント、マタニティーハラスメント、子なしハラスメント、シルバーハラスメント、シングルハラスメント、ゼクシーハラスメント、パタニティーハラスメント

### 【環境のハラスメント】

- ・エアーハラスメント、スメルハラスメント、スモークハラスメント、デクスチュアハラスメント、ドクターハラスメント、ペイシエントハラスメント

### 【食事・趣味・娯楽のハラスメント】

- ・アルコールハラスメント、カラオケハラスメント、グルメハラスメント、スイーツハラスメント、テクノロジーハラスメント、ヌードルハラスメント、フォトハラスメント

### 【学校のハラスメント】

- ・アカデミックハラスメント、就活終われハラスメント、キャンパスハラスメント、スクールセクシャルハラスメント、リクルートハラスメント

### 【家庭のハラスメント】

- ・家事ハラスメント、継ぐんでしょハラスメント

## 【ハラスメント可能性関連法】

### ○刑法に該当する可能性のある犯罪

- ・ハラスメントの内容によっては、刑法上の犯罪として処罰される可能性がある
- ・暴行罪
- ・傷害罪
- ・名誉棄損罪
- ・侮辱罪
- ・強要罪
- ・不同意性交等罪
- ・ストーカー規制法違反

### ○民法における不法行為

- ・刑法にお該当しない場合でも、民法上の不法行為として損害賠償請求が可能
- ・不法行為責任
- ・使用者責任
- ・慰謝料請求
- ・職場におけるハラスメントは、労働法や男女雇用均等法なども関係

## 【所感】

以前よりパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどは耳にすることがあったが、最近では、さらに多くの区分でハラスメントと判断されること事案も出てきており、日常のあどんな場面でも、ハラスメントは起こりうる状況にある。

今回の研修により、ハラスメントの定義や判断基準、どのようなことがハラスメントに問われるかについて、様々な区分に分けてご説明いただき、改めて理解を深める機会となった。

同じ年世代、同じ感覚、同じ概念を持っている者同士の中では、ハラスメントとされる受け止めはまずないであろうが、世代や育った環境の違いなどにより、ハラスメントに対する認識・概念も大きく異なっているため、ハラスメントへと判定される事態を生む状況になっていると考える。

今や、親交を深めるつもりで行っている言動が、相手方の心情によっては、思いもせず、加害者になる可能性がある。

多様性が重んじられる現代だからこそ、対応が難しくなっている。

世代間の価値観、考え方などの違いを理解し、相手の人格を重んじながら丁寧に接することは重要であろう。

一方で、礼儀・作法や身だしなみ、仕事や学習に対する姿勢などについて、未熟な点がある場合には正しく導いていかなければならないが、指導する行為までも躊躇することにならないかと心配される。

現時点で、自らできることは、ハラスメントにあたる言動をしっかりと把握・理解し、相手に不快感を与えないよう言動には十分配慮をもって対応することを常に留意することしかない。